

令和6年度 長崎県立豊玉高等学校 いじめ防止基本方針

1 目指す生徒像

校訓 恕 (思いやりの心を持ち)
和衷協同 (仲良く力を出し合い)
切磋琢磨 (お互いを磨きあげる)

上記各項目を具現化させていく中で、いじめをしない、させない、見逃さない生徒を育成する。

2 目的

いじめ防止対策推進法及び長崎県いじめ防止基本方針に基づき、校内の指導体制を確立し、家庭・地域との連携を強化することにより、いじめを生まない学校づくりを実現する。

※ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

「いじめとは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。」

3 いじめへの基本的な対応

- (1) 教職員による個々の生徒の観察や面談等を通じて、いじめの早期発見に努める。
- (2) 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒（関係生徒）の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実の有無を確認するとともに、保護者並びに県教育庁児童生徒支援課に報告（第一報）を行うなどの措置を行う。
- (3) 「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかにその指導・支援体制に取り組む。
- (4) いじめられた生徒及び関係生徒等から事実関係の聴取を行い、家庭訪問等により確実な情報を保護者へ伝える。様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応やいじめられた生徒に寄り添い支える体制づくりなど、被害生徒及びその保護者への支援を行う。また、状況に応じて、警察や心理・福祉等の外部専門機関の協力を得る。
- (5) いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、再発の防止に努める。
- (6) いじめた生徒に関しては、状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮を行うとともに、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- (7) 「いじめの解消」については、継続的な状況を踏まえ、組織的に判断する。また、解消した状況にあっても再発する可能性があることから、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に観察する。

4 組織

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を講じるために長崎県立豊玉高等学校いじめ対策委員会（以下、委員会）を設置する。

- (1) 委員会は校長、教頭、カウンセラー、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学務課長、支援課長、特別支援コーディネーター、当該学年主任及び担任で構成する。また、必要に応じて外部専門家及び地域関係者を招集し、いじめ対策拡大委員会を実施する。
- (2) 委員長は、校長とする。

(3) 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

5 その他

- (1) 本校の教育活動全体を通して、「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- (2) 教職員間におけるいじめの定義や態様について、共通理解を図る。

※具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずし、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりされる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる